

令和4年1月24日

練馬区立小・中学校 保護者様

練馬区教育委員会

教育長 堀 和夫

### 今後の練馬区立小・中学校における教育活動について

日頃より練馬区立小・中学校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
東京都にまん延防止等重点措置が適用されたことを受けて、練馬区は対応方針を決定しました。  
この方針を踏まえ、区立小・中学校の教育活動については、以下の対応に基づき、運営を継続してまいります。

保護者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

#### 1 各教科等の学習活動について

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高まる下記の学習活動は行わない。

- (1) 近距離で行うグループや少人数等での話し合い活動
- (2) 音楽における歌唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の楽器を用いる活動
- (3) 家庭科における調理実習
- (4) 体育における身体接触を伴う活動
- (5) 児童生徒が対面で操作したり、顔を近づけて観察したりする実験や観察、実習
- (6) 異学年の児童生徒の交流を伴う活動

#### 2 校内で行う学校行事等について

- (1) 児童生徒等が学年を超えて一堂に会して行う行事は中止または延期する。
- (2) 学校公開は原則として中止する。

ただし、新入生説明会、保護者会や作品展示会等を実施する場合は、学校規模および施設環境に応じた感染予防対策を講じて実施する。

#### 3 校外で行う学校行事等について

必要に応じて保護者への丁寧な説明を行い理解を得るとともに、適切な感染予防対策を講じた上で実施する。

#### 4 部活動について

原則として中止とするが、東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が措置期間中に実施される場合は、参加およびそれらに向けた最小限の活動を可とする。

大会出場等を目的としない部活動については、生徒の心身の健康等を維持するために、校長が必要と判断した場合には実施を可とする。

#### 5 感染者が発生した場合の対応について

校内における感染者の発生規模や広がりに応じて、学校から保護者に通知のうえ、学級閉鎖や学年閉鎖、休校措置を実施する。